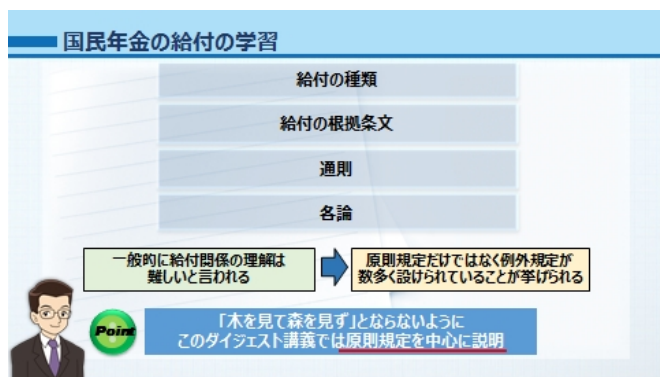




【国民年金の給付の学習】

では、国民年金の「給付の種類」、「給付の根拠条文」、「通則」、「各論」について学習を始めます。

一般的に給付関係の理解は難しいと言われる。

その主な理由として、国民年金法などの年金法には、原則規定だけではなく例外規定が数多く設けられていることが挙げられます。例外規定を理解することは重要ですが、「木を見て森を見ず」とならないように、このダイジェスト講義では原則規定を中心に説明します。なお、詳細については、基礎編講義で説明します。



【給付の種類】

最初に、国民年金の給付の種類について見ていくことにしましょう。国民年金の給付には、第1号被保険者、第2号被保険者および第3号被保険者に共通するものとして基礎年金があります。この基礎年金には、給付の事由に応じて老齢基礎年金、障害基礎年金および遺族基礎年金の3種類があります。

また、第1号被保険者の加入実績に基づく独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金があります。この独自給付は、第2号被保険者または第3号被保険者の期間しか有していない者に対しては支給されません。基礎年金、付加年金および寡婦年金については「年金給付」または単に「年金」と呼ぶ

ことがあります。実務上は、給付の種類によって、請求者に記入いただく請求書や市町村職員が活用する業務支援ツールの種類も異なりますので、給付の種類は、全て覚える必要があります。

給付の根拠条文①（支給要件）

給付の種類	支給要件（受給要件）	年金額
老齢基礎年金	法第26条など	法第27条
障害基礎年金	法第30条など	法第33条、法第33条の2
遺族基礎年金	法第37条、法第37条の2	法第38条、法第39条、法第39条の2
付加年金	法第43条	法第44条
寡婦年金	法第49条	法第50条
死亡一時金	法第52条の2、法第52条の3	法第52条の4

【給付の根拠条文（支給要件）】

給付の種類を特定したら、次のステップとして、スライドのとおり、給付を基礎付ける条文を特定します。特に重要なのは、支給要件に関する条文です。なお、この支給要件は、請求者の視点や実務上の観点からは受給要件とも呼ばれますが、基礎編の講義では支給要件として説明を進めます。

給付の根拠条文②（年金額）

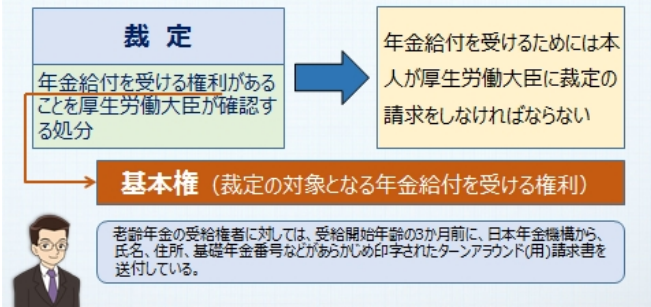
給付の種類	支給要件（受給要件）	年金額
老齢基礎年金	法第26条など	法第27条
障害基礎年金	法第30条など	法第33条、法第33条の2
遺族基礎年金	法第37条、法第37条の2	法第38条、法第39条、法第39条の2
付加年金	法第43条	法第44条
寡婦年金	法第49条	法第50条
死亡一時金	法第52条の2、法第52条の3	法第52条の4

支給要件を満たしたならば、次に、具体的な年金額の計算方法が問題となります。

国民年金法には、被保険者記録、配偶者の有無、子の人数、障害の程度などにより年金額の算出方法が異なることが規定されています。

給付の根拠条文へ当てはめる事実を確認するために、何の書類を確認するのかを常に意識することが業務習熟の近道となります。この判断のプロセスは実務編で学ぶ内容となります。また、業務支援ツールには、皆様が極力条文を調べなくて済むように、よく使う支給要件や年金額の計算方法が盛り込まれています。

受給権①

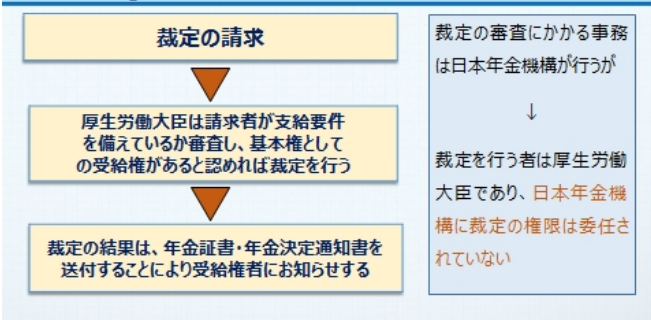


【受給権】

実際に年金給付を受けるためには、支給要件が客観的に満たされていることを厚生労働大臣に認めてもらう必要があります。これを厚生労働大臣の裁定といいます。裁定は、年金給付を受ける権利があることを厚生労働大臣が確認する処分であって、裁定の対象となる年金給付を受ける権利のことを「基本権」と呼びます。

したがって、年金給付を受けるためには、本人が厚生労働大臣に裁定の請求をしなければなりません。なお、老齢年金の受給権者に対しては、受給開始年齢の3か月前に、日本年金機構から、氏名、住所、基礎年金番号などがあらかじめ印字されたターンアラウンド（用）請求書を送付しています。

受給権②



裁定の請求が行われると、厚生労働大臣は請求者が支給要件を備えているかどうかを審査し、基本権としての受給権があると認めれば裁定を行います。

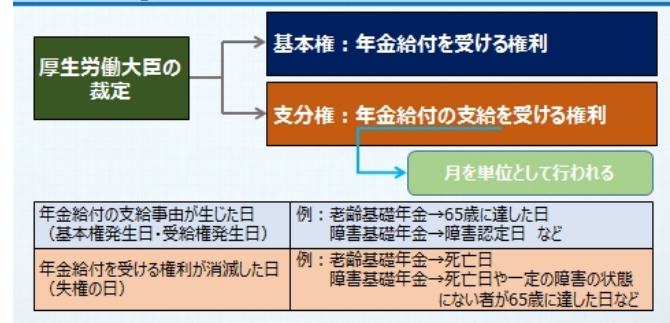
裁定の結果は、年金証書・年金決定通知書を送付することにより受給権者にお知らせします。

なお、裁定は、受給権の確認、年金額の確定や障害の程度の認定なども含まれます。

裁定の審査にかかる事務は日本年金機構が行いますが、裁定を行う者はあくまでも厚生労働大臣であって、日本年金機構に裁定の権限は委任されていま

せん。

受給権③



基本権としての受給権は、支給要件を満たした時点で当然に発生しますが、厚生労働大臣の裁定を受けると、基本権としての受給権が具体化します。この基本権に基づいて、具体的に年金給付の支給を受ける権利も自動的に（当然に）発生しますが、この年金給付の支給を受ける権利のことを「支分権」と呼びます。

支分権としての年金給付の支給は、月を単位として行われます。法第18条第1項では、年金給付を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から始め、年金給付を受ける権利が消滅した日の属する月で終わると規定されています。

年金給付を支給すべき事由が生じた日とは、例えば老齢基礎年金では65歳に達した日、障害基礎年金では障害認定日など、国民年金法が定める支給要件に該当した日のことをいいます。これは基本権発生日であり、実務上は受給権発生日と呼びます。

また、年金給付を受ける権利が消滅した日とは、老齢基礎年金では死亡日、障害基礎年金では死亡日や一定の障害の状態にない者が65歳に達した日など、国民年金法が定める失権の日のことをいいます。

受給権④



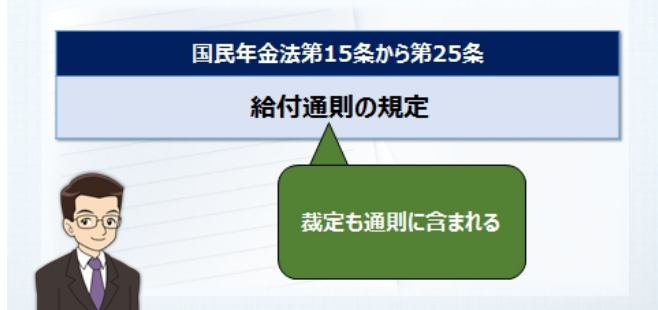
年金の支給期間	年金の支払期月
▶ 受給権発生日の属する月の分は支給されない	2月（前年12月・1月分）
▶ 受給権発生日の属する月の翌月分から失権の日の属する月の分まで支給される	4月（2月・3月分）
	6月（4月・5月分）
	8月（6月・7月分）
	10月（8月・9月分）
	12月（10月・11月分）

まとめますと、受給権発生日の属する月の分は支給されず、翌月分から支給され、失権の日の属する月の分まで支給されます。

なお、支分権としての年金給付の支給期間は月を単位とされておりますが、具体的金銭については2か月分ずつまとめて支払われます。原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月および12月の6期に分けて、それぞれの前月までの分が支払われます。

以上のように国民年金法では、「支分権としての支給」と「具体的な金銭の支払」を書き分けている点に注意してください。

給付通則①

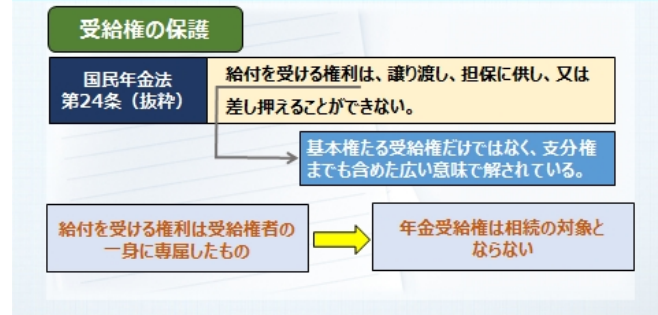


【給付通則】

給付通則についても見てみましょう。

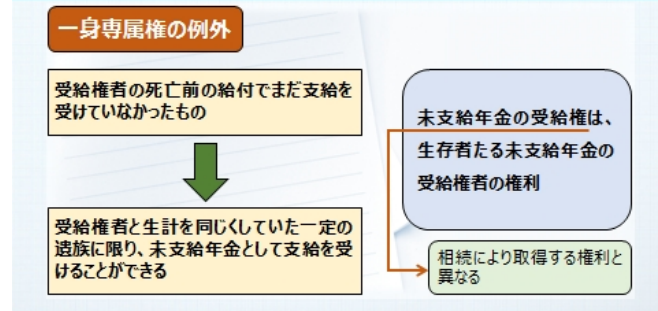
法第15条から第25条までが給付通則の規定となります。この通則には、全ての給付の共通ルールが規定されており、既に説明した裁定も通則に含まれます。

給付通則②

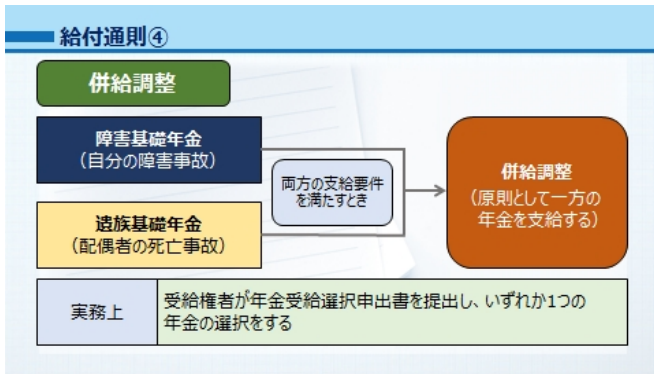


最初に「受給権の保護」を説明します。国民年金法第24条は、給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができないと規定しています。ここで給付を受ける権利とは、基本権たる受給権だけではなく、支分権までも含めた広い意味で解されています。このような制限があることから、給付を受ける権利は受給権者の一身に専属したものであるとされています。したがって、民法第896条ただし書の規定により、受給権者が死亡した場合でも、年金受給権は相続の対象とはなりません。

給付通則③



例外として、受給権者の死亡前の給付でまだ支給を受けていなかったものがある場合には、その受給権者と生計を同じくしていた一定の遺族に限り、未支給年金として支給を受けることができます。未支給年金の受給権は、生存者たる未支給年金の受給権者の権利であり、相続により取得する権利とは異なります。また、平成26年4月以降、未支給年金を請求できる遺族の範囲が民法上の3親等以内の親族まで拡大されましたが、法定相続人の範囲とは異なりますので注意しましょう。



最後に、併給調整です。例えば、同一人に自分の障害事故と配偶者の死亡事故が発生し、障害基礎年金と遺族基礎年金の両方の支給要件を満たすときは、同一人が2つの年金の受給権を持つことになります。このように、2つ以上の年金を支給することは、2重3重の保障を行うこととなるので、原則として一方の年金を支給することになります。これを「併給調整」といいます。実務上は、受給権者が年金受給選択申出書を提出し、いずれか1つの年金の選択をすることになります。

確認問題

問題1 給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、日本年金機構理事長が裁定する。

解答 ✕ (法第16条)

裁定は、厚生労働大臣が行います。裁定の審査にかかる事務は日本年金機構が行いますが、日本年金機構に裁定の権限は委任されていません。

問題2 年金給付は、受給権発生日の属する月の分から失権の日の属する月の前月分までが支給される。

解答 ✕ (法第18条第1項)

年金給付は、受給権発生日の属する月の翌月分から失権の日の属する月の分までが支給されます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題1です。

給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、日本年金機構理事長が裁定する。

正解はバツです。

裁定は、厚生労働大臣が行います。裁定の審査にかかる事務は日本年金機構が行いますが、日本年金機構に裁定の権限は委任されていません。

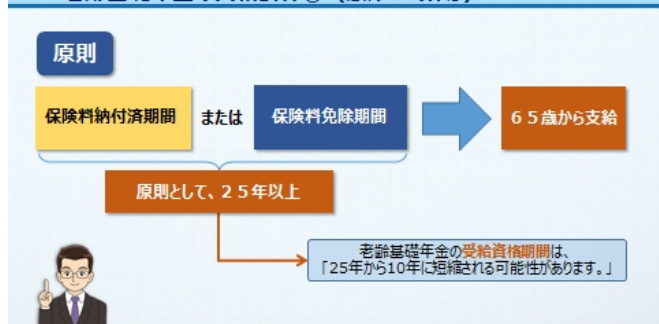
問題2です。

年金給付は、受給権発生日の属する月の分から失権の日の属する月の前月分までが支給される。

正解はバツです。

年金給付は、受給権発生日の属する月の翌月分から失権の日の属する月の分までが支給されます。

老齢基礎年金の支給要件①（法第26条等）

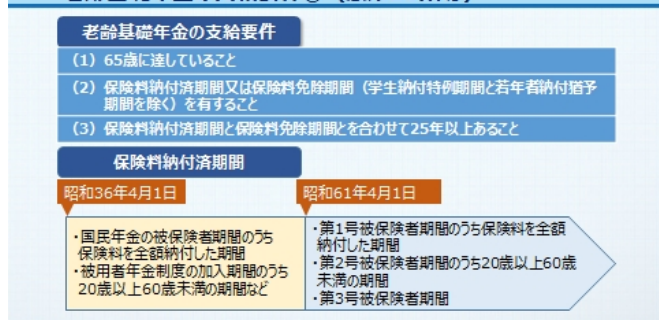


【老齢基礎年金の支給要件】

ここからは、老齢基礎年金の支給要件と年金額を見てみましょう。

老齢基礎年金は、原則として、保険料納付済期間または保険料免除期間がある者に65歳から支給されます。ただし、老齢基礎年金の支給を受けるためには、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合計した期間が、原則として25年以上あることが必要です。なお、この受給資格期間は、法改正により、近い将来、25年から10年に短縮される可能性があります。

老齢基礎年金の支給要件②（法第26条等）



老齢基礎年金の支給要件には3つあります。

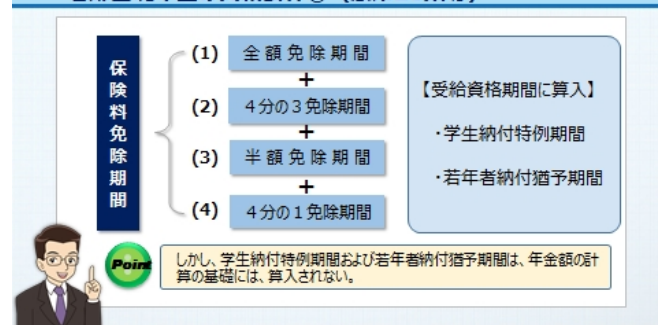
1つ目は、65歳に達していること、2つ目は保険料納付済期間または保険料免除期間を有していること、また、3つ目は、原則として保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせて25年以上あることです。

保険料納付済期間とは、昭和61年4月以後の第1号被保険者期間のうち保険料を全額納付した期間、第2号被保険者としての期間のうち20歳以上60歳未満の期間および第3号被保険者期間をいいます。

また、昭和36年4月から昭和61年3月までの国民年金の被保険者期間のうち保険料を（全額）納付した期間、被用者年金制度の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間なども保険料納付済期間として受

給資格期間および年金額計算の基礎に算入されます。

老齢基礎年金の支給要件③（法第26条等）



保険料免除期間とは、「保険料全額免除期間」、「保険料4分の3免除期間」、「保険料半額免除期間」および「保険料4分の1免除期間」を合わせた期間をいいます。学生納付特例制度、若年者納付猶予制度の適用を受けた期間は、受給資格期間には算入されますが、年金額計算の基礎となる保険料免除期間には算入されません。なお、4分の3免除、半額免除または4分の1免除の承認を受けた期間で、免除されなかった額の保険料を納付していない期間については「保険料免除期間」とはなりません。また、受給資格期間にも算入されません。

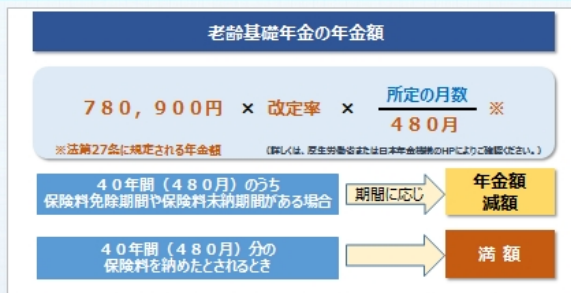
老齢基礎年金の支給要件の特例（法附則第9条第1項）



【老齢基礎年金の支給要件の特例】

老齢基礎年金の3つ目の支給要件において、老齢基礎年金の支給を受けるためには、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上必要と説明をしましたが、この期間が25年に満たない者であっても、特例として、保険料納付済期間および保険料免除期間に合算対象期間を合わせて25年以上ある場合には、老齢基礎年金の支給を受けることができます。なお、この合算対象期間、いわゆる「カラ期間」は、受給資格期間には算入されますが、年金額計算の対象とはなりません。

老齢基礎年金の年金額（法第27条等）



【老齢基礎年金の年金額】

次に、老齢基礎年金の年金額についてです。法第27条に規定される老齢基礎年金の年金額は、780,900円に一定の改定率を乗じて得た額です。実際の年金額については、毎年度1月に厚生労働省が公表します（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）。

また、40年間のうち保険料免除期間や保険料未納期間がある場合は、その期間に応じ、年金額が減額されることとなります。なお、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間は、保険料が追納されない限り、年金額計算の対象となりません。

年額780,900円をベースに計算できるのは、40年間、つまり、計算式にある480月分の保険料を納めたときだけです。この480月分には、第1号被保険者として自分で保険料を納めた期間、第2号被保険者および第3号被保険者の期間も含まれます。

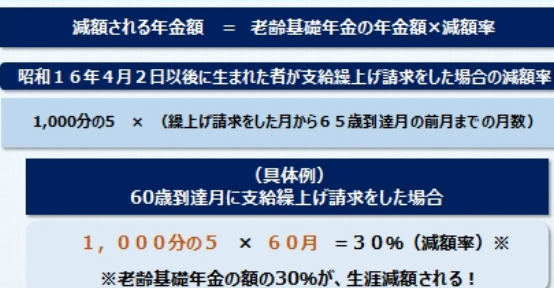
老齢基礎年金の繰上げと繰下げ（法第28条、法附則第9条の2等）



【老齢基礎年金の繰上げと繰下げ】

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、老齢基礎年金は、本人の希望により60歳到達月から65歳到達月の前月までの間に繰り上げて支給を受けることや、66歳到達月以後に繰下げて支給を受けることができます。

老齢基礎年金の繰上げ（法附則第9条の2、令第12条の2第1項）



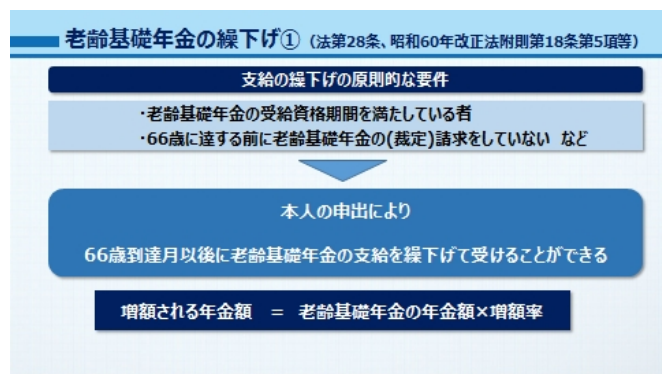
【老齢基礎年金の繰上げ】

まず、支給の繰上げについて見てみましょう。支給繰上げの請求をした者に支給される老齢基礎年金は、年金額に減額率を乗じて得た額が減額されます。昭和16年4月2日以後に生まれた者が支給繰上げの請求をした場合の減額率は、1,000分の5に支給繰上げの請求をした月から65歳到達月の前月までの月数を乗じて得た率となります。

例えば、60歳到達月に支給繰上げの請求をした場合の減額率は、1,000分の5×（かける）60月で30%となり、老齢基礎年金の額の30%が減額されます。この減額された年金額は、65歳に達しても引き上げられることはなく、生涯、減額された年金の支給を受けることになります。このことは、特に注意して覚えてください。

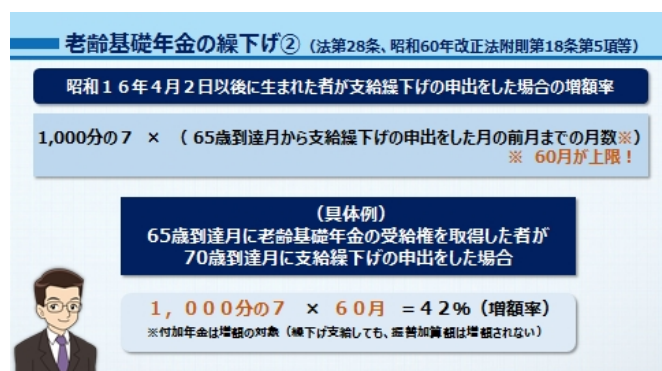
また、付加年金についても老齢基礎年金と同じ割合で減額された額となります。

支給繰上げの請求をした者の老齢基礎年金の受給権は、繰上げ請求をした日に発生し、年金の支給は、受給権が発生した日の属する月の翌月から開始されます。



【老齢基礎年金の繰下げ】

次に、支給の繰下げについて見てみましょう。老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が、66歳に達する前に老齢基礎年金の請求をしなかった場合は、本人の希望により66歳到達月以後に申出を行えば老齢基礎年金の支給を繰下げて受けることができます。支給繰下げの申出をした者に支給される老齢基礎年金は、年金額に増額率を乗じて得た額が加算されます。

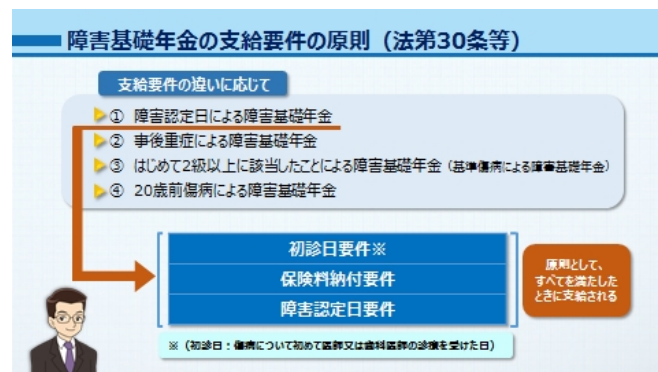


昭和16年4月2日以後に生まれた者が支給繰下げの申出をした場合の増額率は、1,000分の7に65歳到達月（受給権取得月）から支給繰下げの申出をした月の前月までの月数を乗じて得た率となります。ただし、加算の対象となる月数は、60月が上限です。例えば、65歳到達月に老齢基礎年金の受給権を取得した者が、70歳到達月に支給繰下げの申出をした場合の増額率は、1,000分の7×（かける）60月で42%となり、老齢基礎年金の額の42%が増額されます。

なお、付加年金は老齢基礎年金と同じ割合で増額された額となりますが、支給の繰下げをしても、振替加算額は増額されないことに注意が必要です。

支給繰下げの申出をした者の老齢基礎年金は、繰下げの申出をした日の属する月の翌月から支給が開始されます。

支給の繰上げと支給の繰下げには、様々な注意事項がありますので、詳細は、業務支援ツールをよく確認しておいてください。

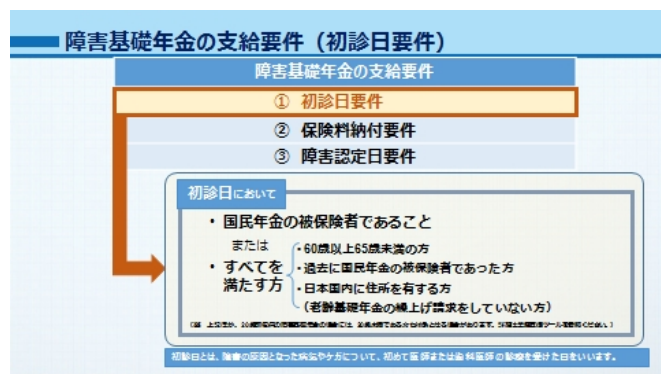


【障害基礎年金の支給要件の原則】

次に、障害基礎年金の支給要件について見てみましょう。

障害基礎年金には、支給要件の違いにより、原則規定である「障害認定日による障害基礎年金」、「事後重症による障害基礎年金」、「はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）」および「20歳前傷病による障害基礎年金」の4つがあります。

今回のダイジェスト講義では、原則的な障害基礎年金である「障害認定日による障害基礎年金」の支給要件について説明します。

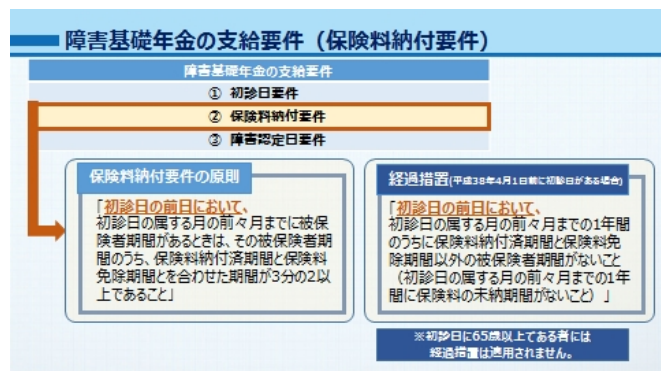


（障害基礎年金の支給要件（初診日要件））

障害基礎年金の支給要件には、3つの要件があります。基礎編の講義では、これら3つの要件を初診日要件、保険料納付要件および障害認定日要件と呼びます。原則として、これら3つの要件をすべて満たした場合に障害基礎年金が支給されます。

1つ目の初診日要件とは、初診日において国民年金の被保険者であることをいいます。初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

ただし、初診日において国民年金の被保険者でなかった場合であっても、初診日において60歳以上65歳未満かつ日本国内に住所を有する者、または20歳未満の者は、初診日要件を満たすことになります。



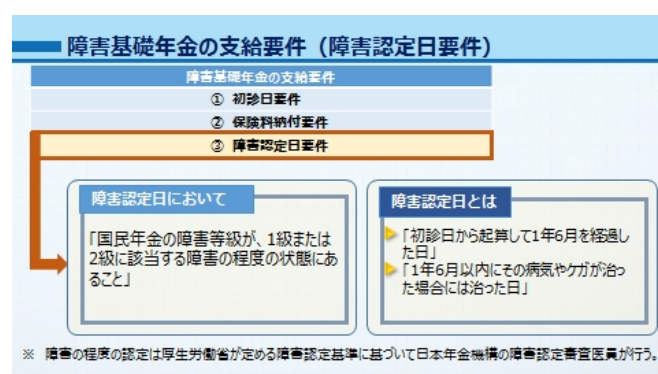
（障害基礎年金の支給要件（保険料納付要件））

支給要件の2つ目、保険料納付要件とは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あることをいいます。

ただし、これらの合わせた期間が3分の2に満たない場合であっても、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないときは、保険料納付要件を満たすことに

なります。初診日において被保険者でない場合には、初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる最後の月までの1年間に保険料の未納期間がないときは、保険料納付要件を満たすことになります。

この直近1年間に係る保険料納付要件は、平成38年4月1日前に初診日がある場合の経過措置です。初診日において65歳以上である者には、この経過措置は適用されません。



（障害基礎年金の支給要件（障害認定日要件））

支給要件の3つ目、障害認定日要件とは、障害認定日において国民年金の障害等級が1級または2級に該当する障害の程度の状態にあることをいいます。

障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、障害の原因となった病気やケガの初診日から起算して1年6月を経過した日をいいます。1年6月以内にその病気やケガが治った場合には治った日が障害認定日となります。

国民年金の障害等級については、障害の程度の重い方から、1級と2級があり、その障害状態は国民年金法施行令の別表に定められています。なお、障害の程度の認定は、厚生労働省が定める障害認定基準に基づいて日本年金機構の障害認定審査医員が行います。

また、障害認定日において、障害等級が1級または2級に該当しなかった場合でも、その後において障害の程度が悪化した場合には「事後重症による障害基礎年金」を請求できる場合があります。このほか、新たに別の障害が発生した場合には、「はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金」の支給要件を満たす場合もあります。

障害基礎年金の年金額（法第33条、第33条の2）

障害基礎年金の年金額

障害等級 2 級 $780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} \% + \text{子の加算額}$

※法第33条に規定される年金額
【詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPにて確認ください。】

障害等級 1 級 $780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} \% \times \frac{125}{100} \% + \text{子の加算額}$

※法第33条に規定される年金額
【詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPにて確認ください。】

「受給権者によって生計を維持している」
▶ 18歳到達年度の末日を過ぎない子
▶ 20歳未満の1級または2級に該当する障害の程度の状態にある子

【障害基礎年金の年金額】

障害基礎年金の年金額を見てみましょう。

年金額は障害の程度に応じた額です。まず、2級の障害基礎年金は年額 780,900 円に一定の改定率を乗じた金額であり、満額の老齢基礎年金と同額です。次に1級の障害基礎年金の額は、2級の障害基礎年金の1.25倍の額となります。

さらに、受給権者によって生計を維持している18歳到達年度の末日を過ぎていない子、または20歳未満の1級または2級に該当する障害の程度の状態にある子を有する場合は、子の加算額が加算されます。

受給権者と子との間の生計維持関係の認定については、厚生労働省が定める生計維持関係の認定基準に基づいて日本年金機構の職員が行っています。なお、厚生労働大臣の権限にかかる生計維持関係の認定の事務は、法第109条の4第1項第10号などの規定に基づき、日本年金機構に委任されています。

なお、実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。

確認問題

問題 1 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算においては、保険料が追納されない限りは、その算定の基礎とされない。

解答 ○（法第26条、第27条第8号）
若年者納付猶予期間についても同様です。

問題 2 初診日から起算して、1年6月を経過した日又はその期間後に傷病が治った場合は、その治った日を障害認定日とする。

解答 ✕（法第30条第1項）
障害認定日は初診日から起算して、1年6月を経過した日又はその期間内に傷病が治った場合は、その治った日（症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）です。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算においては、保険料が追納されない限りは、その算定の基礎とされない。

正解はマルです。

若年者納付猶予期間についても同様です。

問題 2 です。

初診日から起算して、1年6月を経過した日又はその期間後に傷病が治った場合は、その治った日を障害認定日とする。

正解はバツです。

障害認定日は初診日から起算して、1年6月を経過した日又はその期間内に傷病が治った場合は、その治った日（症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）です。

遺族基礎年金の支給要件①（法第37条、第37条の2）

遺族基礎年金の支給要件

死亡した者の要件

- 被保険者等要件
(被保険者や老齢基礎年金の受給権者などが死亡したこと)
- 保険料納付要件
(原則：被保険者期間の3分の2以上納付・免除)

遺族の要件（範囲）

- 被保険者などによって生計を維持していた配偶者
(18歳到達年度の末日を過ぎない子などと同一生計にあるものに限る)
- 被保険者などによって生計を維持していた18歳到達年度の末日を過ぎない子など

【遺族基礎年金の支給要件】

次は、遺族基礎年金について見ていきます。遺族基礎年金は、被保険者等が死亡した場合にその遺族に支給するものです。遺族基礎年金の支給要件は、死亡者の要件と遺族（請求者）の要件とがあり、死亡者の要件は、被保険者等要件および保険料納付要件の2つです。

遺族基礎年金の支給要件②（法第37条、第37条の2）

死亡者の被保険者等要件
次のいずれかに該当する者の死亡であること

	被保険者等要件	保険料納付要件
1	「被保険者」	
2	「被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満のもの」	死亡者の保険料納付要件⇒満たしていることが必要
3	「老齢基礎年金の受給権者」	
4	「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者」	死亡者の保険料納付要件⇒満たす必要はない

では、死亡者の被保険者等要件からみていきましょう。被保険者等要件は4つあり、4つのうちいずれかに該当する者の死亡であることが必要となります。

1つ目は、被保険者が死亡したこと、2つ目は、被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満のものが死亡したこと、3つ目は、老齢基礎年金の受給権者が死亡したこと、4つ目は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したことです。

1つ目と2つ目の要件については、死亡者の保険料納付要件を満たしていることが必要となりますが、3つ目と4つ目の要件については、死亡者の保険料納付要件を満たす必要はありません。

遺族基礎年金の支給要件③（法第37条、第37条の2）

死亡者の保険料納付要件

保険料納付要件（原則）
「死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること」

経過措置（平成38年4月1日前に死亡した場合）
「死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がないこと（死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと）」

※死亡日に65歳以上である者には経過措置は適用されない

死亡者の保険料納付要件とは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上あることをいいます。

ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないときは、保険料納付要件を満たすという特例があります。

なお、死亡日において被保険者でない場合においても、死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの1年間に保険料の未納期間がないときは、保険料納付要件を満たすという特例もあります。

これは、平成38年4月1日前に死亡した場合の納付要件を緩和するための経過措置です。

遺族基礎年金の支給要件④（法第37条、第37条の2）

遺族の要件

遺族基礎年金の支給を受けることができる遺族

被保険者等の死亡した当時、死亡した被保険者等によって生計を維持していた配偶者または子

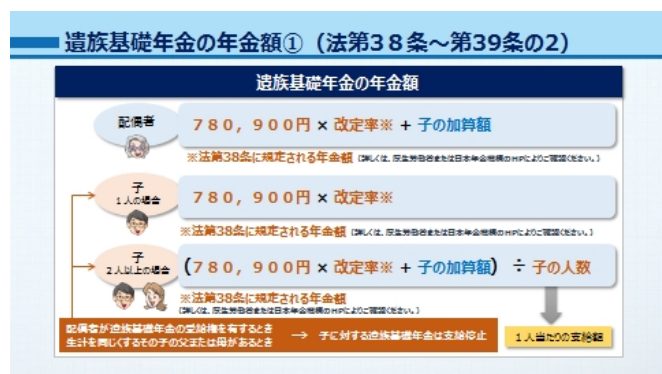
配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)	下記の子と生計を同じくしていること	
	18歳到達年度の末日を過ぎない子	
	20歳未満の1級または2級に該当する障害の程度の状態にある子	現に婚姻をしていないこと

次に、遺族の要件を見ていきます。遺族基礎年金の支給を受けることができる遺族とは、被保険者等の死亡当時、被保険者等によって生計を維持していた配偶者または子です。これまでは、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、平成26年4月より、子のある夫にも遺族基礎年金が支給されることになりました。

まず、配偶者についてです。配偶者の要件は、被

保険者等の死亡当時、死亡した被保険者等によって生計を維持していて、かつ、18 歳到達年度の末日を過ぎていない子、または 20 歳未満の 1 級または 2 級に該当する障害の程度の状態にある子のいずれかと生計を同じくすることです。また、配偶者には事実上の婚姻関係と同様の事情にある者も含まれます。

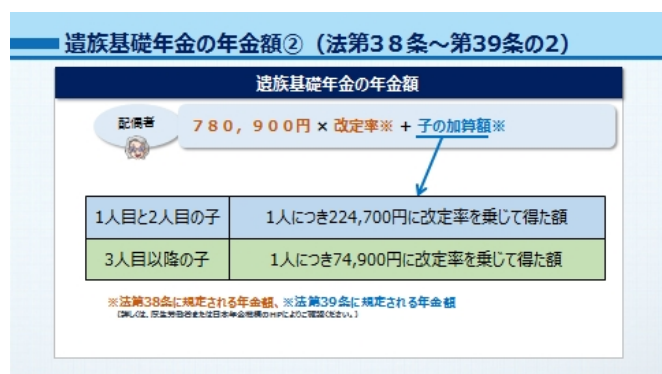
続いて、子についてです。子の要件は、被保険者等の死亡当時、死亡した被保険者等によって生計を維持していて、かつ、18 歳到達年度の末日を過ぎていない子または 20 歳未満の 1 級または 2 級に該当する障害の程度の状態にある子です。ただし、現に婚姻をしていない子に限られます。



【遺族基礎年金の年金額】

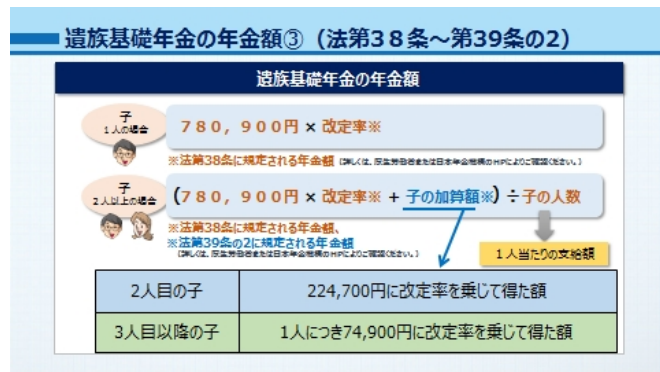
遺族基礎年金の額を見ていきます。

遺族基礎年金の額は、満額の老齢基礎年金と同額の基本額に子の数に応じて加算額を加算した額となります。



配偶者に支給する遺族基礎年金の額は、基本額の780,900 円に改定率を乗じて得た額に、遺族の要件に該当する子の数に応じて加算額を加算した額です。加算額は2 人目の子までは一人につき 224,700 円に改定率を乗じて得た額、3 人目以降の子は一人につき

74,900 円に改定率を乗じて得た額です。



子に支給する遺族基礎年金の額は、子が 1 人の場合、基本額の 780,900 円に改定率を乗じて得た額であり、加算額は加算されません。

子が 2 人以上いる場合に加算額が加算されます。加算額は、2 人目の子は 224,700 円に改定率を乗じて得た額、3 人目以降の子は一人につき 74,900 円に改定率を乗じて得た額です。そして、それぞれの子に支給する遺族基礎年金の額は、基本額と加算額の合計額を遺族基礎年金の支給を受ける子の数で除して得た額となります。（実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構の HP でご確認ください。）

遺族基礎年金の受給権は、被保険者等が死亡した日に発生しますが、被保険者等の死亡当時、胎児であった子が生まれたときは、その胎児であった子が生まれた日に遺族基礎年金の受給権が発生します。

そして、遺族基礎年金は、受給権が発生した日の属する月の翌月から支給が開始され、受給権が消滅した日の属する月まで支給されます。また、子数の増減により、遺族基礎年金の額が改定された場合は、子数に増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額が改定されます。

独自給付①（付加年金・寡婦年金）

付加年金

1か月400円の付加保険料を納付した者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金とあわせて支給を受けることができます。

支給額 = 200円 × 付加保険料の納付済期間の月数

寡婦年金



第1号被保険者としての保険料納付済期間等が25年以上ある夫が、老齢基礎年金等の支給を受けずに死亡した場合に、一定の要件を満たす妻に支給。

支給期間 = 60歳から65歳まで（原則）

支給額 = 夫の老齢基礎年金の4分の3に相当する額



【独自給付】

国民年金では、第1号被保険者に対する独自給付として、付加年金、寡婦年金および死亡一時金の3つがあります。

1つ目は、老齢に関する独自給付である付加年金です。付加年金は、1か月400円の付加保険料を納付した者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金とあわせて支給を受けることができます。付加年金の額は、200円に付加保険料の納付済期間の月数を乗じて得た額です。

2つ目は、寡婦年金です。寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が25年以上ある夫が老齢基礎年金等の支給を受けずに死亡した場合に、一定の要件を満たす妻に60歳から65歳に達するまでの間支給されます。寡婦年金の額は、夫の老齢基礎年金の4分の3に相当する額です。

独自給付②（死亡一時金）

死亡一時金

第1号被保険者としての被保険者期間に保険料を納付した月数が36月以上ある者

老齢基礎年金や障害基礎年金等の支給を受けずに死亡した場合

原則として、遺族基礎年金を受けることができる遺族がない場合に死亡一時金が支給される。



3つ目は、死亡一時金です。死亡一時金は、第1号被保険者としての被保険者期間に保険料を納付した月数が36月以上ある者が老齢基礎年金等の支給を受けることなく死亡した場合に、一定の要件を満たす遺族に支給されます。

新法対象者について

給付の種類	支給対象者
老齢基礎年金	大正15年4月2日以後に生まれた者（昭和61年4月1日以後に60歳に達する者） ただし、昭和61年3月31日までに旧厚生年金保険法等の老齢年金、または共済組合の退職年金等（昭和61年3月31日までに受給権者が55歳に達しているものに限る）の受給権が発生した者を除く。
障害基礎年金	昭和61年4月1日以後に障害認定日のある者 ただし、旧法の障害福祉年金は、昭和61年4月1日に法第30条の4第1項の規定に基づく20歳前傷病による障害基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されている。
遺族基礎年金	昭和61年4月1日以後に死亡した者の遺族（配偶者または子） ただし、旧法の母子福祉年金と準母子福祉年金は、昭和61年4月1日に遺族基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されている。

【新法対象者について】

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで施行されていた国民年金法を旧法といいます（旧国民年金法ということもあります）。

新法とは、昭和61年4月1日に施行された現行の国民年金法のことです。

基礎編の講義では、基礎年金制度導入以後のいわゆる新法の給付について、説明をしていきます。

老齢基礎年金は、昭和61年4月1日以後に60歳に達する者、生年月日では大正15年4月2日以後に生まれた者が支給の対象となります。ただし、大正15年4月2日以後に生まれた者であっても、昭和61年3月31日までに旧厚生年金保険法等の老齢年金、または共済組合の退職年金等（昭和61年3月31日までに受給権者が55歳に達しているものに限る）の受給権が発生した者は、旧法の年金が支給され老齢基礎年金は支給されません。

障害基礎年金は、昭和61年4月1日以後に障害認定日のある者が、支給の対象となります。ただし、旧法の障害福祉年金は、昭和61年4月1日に法第30条の4第1項の規定に基づく20歳前傷病による障害基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されています。

遺族基礎年金は、昭和61年4月1日以後に死亡した者の遺族が、支給の対象となります。

ただし、旧法の母子福祉年金と準母子福祉年金は、昭和61年4月1日に遺族基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されています。

確認問題

問題 1 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したときは、その者が日本国内に住所を有していなかった場合でも、所定の要件を満たす遺族に遺族基礎年金が支給される。

解答 ○（法第 37 条第 4 号）
遺族基礎年金の支給要件のうち、「被保険者の死亡」「老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たした者の死亡」については、死亡当時その者が日本国内に住所を有していたことを要しません。

問題 2 付加年金は、国民年金の被保険者であった期間に、付加保険料の納付済期間を有している者が、老齢又は退職に係る被用者年金の受給権を取得したときに支給される。

解答 ✕（法第 43 条）
付加年金は、付加保険料の保険料納付済期間を有する者が「老齢基礎年金」の受給権を取得したときに支給されます。

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したときは、その者が日本国内に住所を有していなかった場合でも、所定の要件を満たす遺族に遺族基礎年金が支給される。

正解はマルです。

遺族基礎年金の支給要件のうち、「被保険者の死亡」「老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たした者の死亡」については、死亡当時その者が日本国内に住所を有していたことを要しません。

問題 2 です。

付加年金は、国民年金の被保険者であった期間に、付加保険料の納付済期間を有している者が、老齢又は退職に係る被用者年金の受給権を取得したときに支給される。

正解はバツです。

付加年金は、付加保険料の保険料納付済期間を有する者が「老齢基礎年金」の受給権を取得したときに支給されます。